

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人平成〇年〇月〇日は、昭和〇年〇月〇日、A県B市所在のCに採用され、建築現場作業員として勤務していた。その後、昭和〇年に会社を設立し、役員としてプラント建設及び解体の業務に従事し、平成〇年〇月にD会社を設立した。請求人は同社の代表取締役であったが、平成〇年〇月〇日から中小事業主等として労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に特別加入をし、平成〇年〇月〇日まで同様の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日に突然息苦しくなり、E病院に受診し、「間質性肺炎」と診断され、通院、入院加療をした。

請求人は、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、上記疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、請求人に発症した疾病は石綿ばく露によるものである旨を主張しているので、以下検討する。

- (1) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (2) 請求人に発症した疾病について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「間質性肺炎」と診断しており、G医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において「びまん性間質性肺炎」としているところ、請求人の症状に照らすと、F医師及びG医師の意見は妥当であり、当審査会としても請求人に発症した疾病は「間質性肺炎」（以下「本件疾病」という。）であると判断する。
- (3) 請求人に発症した本件疾病は認定基準第1に挙げられている「石綿との関連が明らかな疾病」には該当しないところ、F医師は意見書において石綿肺の所見を「有」とし、平成〇年〇月〇日付け診断書において請求人の病名を「石綿肺の疑い」としているため、本件疾病が石綿により発症したのかを検討するに、同医師は、意見書において胸膜プラーク及び石綿小体・石綿繊維については「無」と述べ、また、意見書においては「石綿肺または特発性間質性肺炎または両者の合併が考えられる。最終的な鑑別には肺組織の採取を要するが（中略）、肺組織での診断はできていない。」と述べており、確定的な診断がなされたもの

ではないと認められる。

この点、G医師は、意見書において「CTでは、同（びまん性間質性肺炎）疾患の所見を認め、他の疾患を疑わせる像はみられない。石綿関連疾患には、現在のところ罹患していないと考えられる。なお、管理区分4には該当しない。」と述べている。当審査会において、請求人らの主張を踏まえ本件一件記録を精査したが、G医師の意見は妥当であり、決定書理由第2の2の（2）の力に説示のとおり、請求人は石綿肺の認定要件も満たさないため、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

（4）なお、請求人らは、新たに発症した腫瘍についても本件疾病に含まれる旨主張するが、当審査会においては、本件疾病についての監督署長の処分が妥当であるか審査するものであり、新たに発症した疾病が石綿ばく露により発症したもののか否かについて判断したものでないことを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。